



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

○ 告示

- 830 指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課) 1
- 831 指定自立支援医療機関の指定 (") 2
- 832 " (") 2
- 833 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 2
- 834 道路の区域変更 (道路保全課) 5
- 835 道路の供用開始 (") 5
- 836 道路の区域変更 (") 6
- 837 道路の供用開始 (") 6
- 838 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 6

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県環境審議会規則(平成15年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 水質・土壌・化学物質部会

第3条第2項中「水質・土壌部会」を「水質・土壌・化学物質部会」に改め、同項第1号中「水質及び土壌」を「水質、土壌及び化学物質」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012200 295	ささゆり作業所	就労継続支援B型	事業所の所在地	田辺市面川1453-4	田辺市面川1453-3	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
八仙堂薬局たきない店	田辺市たきない町1-12	—	中城俊朗	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
奥野クリニック	橋本市御幸辻148-1	奥野孝	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第833号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

- (1) 実技試験及び学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種

自動車整備科

- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種（実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。）

別表に掲げる自動車整備科を除く全職種

2 試験科目

試験は、実技試験及び学科試験によって行い、その試験科目は、次のとおりである。

免 許 職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備科	自動車整備	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学（自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油） イ 材料（自動車用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） エ 関係法規（道路運送車両法（昭和26年法律第185号））

	(2) 専攻学科 自動車整備法 (整備法、検査法、整備及び検査機器)
上記以外の免許職種	指導方法

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) 前号に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

5 試験日時及び場所

区 分		免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学 科 試 験	指 導 方 法	全 職 種	平成25年10月20日 (日) 午前9時から	和歌山県立和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉90番地 電話番号 073-477-1253
	関 連 学 科	自動車整備科	平成25年10月20日 (日) 午前10時10分から	
実 技 試 験		自動車整備科	平成25年10月20日 (日) 午後1時から	

6 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 受験資格を証する書面 (卒業証明書、実務経験証明書等)

エ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し

オ 写真 (申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書に貼り付けること。)

(2) 受験手数料

学 科 試 験 (指導方法のみの受験も同額)	実 技 試 験
3,100円	15,800円

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けることにより行うものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要とする。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成25年8月26日 (月) から同年9月6日 (金) まで (郵送の場合は、平成25年9月6日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地 (郵便番号 640-8585)

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

7 合格発表

平成25年11月8日(金)に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問合せには応じない。

8 その他

(1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会で作交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科

時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

和歌山県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町清川字堂ノ平27 24番1地先から同町清川字岡崎2 547番1地先まで	旧	4.50 } 20.60	208.60	
同上	新	8.50 } 25.80	208.60	

和歌山県告示第835号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字堂ノ平2724番1地先から同町清川字岡崎2547番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月2日

和歌山県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町南道字石引谷299番1地先から同町南道字石引谷312番1地先まで	旧	6.90 ） 17.50	144.60	
同上	新	12.60 ） 32.30	144.60	

和歌山県告示第837号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 日高郡みなべ町南道字石引谷299番1地先から同町南道字石引谷312番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月2日

和歌山県告示第838号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

有田川町

2 都市計画事業の種類及び名称

吉備都市計画下水道事業 有田川町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成15年10月7日

至 平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし